

令和8年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)
地域名 (地域内農業集落名)	平館 (東、大久保、共新、小福田、大泉、椈沢、笹目、松久保、山崎、堀切、駅前、わし森)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が不足している
- ・農地の分散が著しい
- ・小区画かつ湿田圃場が点在している
- ・用排水路の条件が悪い

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻は、若手の担い手に農地の集積を図り、相互の集約化や飼料用米の団地化等を地域で支援し、経営の安定化と共に耕作放棄地の未然防止に努めて行く。
- ・野菜は、労働力の協働や共選施設活用による規模拡大やコスト低減および高収益作物の導入等により経営の安定化を目指して行く。
- ・畜産・酪農は、牧草地の団地化を検討し、飼料の安定確保とコスト低減を目指し、地域の畜産・酪農の裾野を広げて行きたい。
- ・水稻、野菜、畜産・酪農の有機的な連携を図り、地域での循環型農業を目指し、環境に配慮した農業生産活動を構築して行きたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	664 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	664 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地元の中心経営体への農地集積・集約を地域全体で進め、併せて地域で耕作している地域外の経営体への働き掛けにより、農地の集積・集約を進めて行く。また、中心経営体等の農作業に支障がない範囲で、農業を担う者により農地の利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは原則、農地中間管理機構を活用し、段階的に中心経営体への集積・集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では基盤整備の予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の確保や地域の後継者育成に向け、JAや普及センター、土地改良区などの関係機関との連携を図り、制度の共有や農地のあっせん、栽培技術指導等、「困りごとを見逃さないよう」コミュニケーションを重視した支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手により地域農業の維持を図っていくことが前提であるが、現状で担い手がカバーできない農作業等は、JA新いわてや地域外の法人等への刈取り作業や乾燥調整等の委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--